

「県政タウンミーティング」会議録

テーマ 「子どもを性被害から守るためには」

日時 平成27年11月8日（日） 午前9時30分から11時35分まで

場所 長野県松本合同庁舎 講堂（松本市）

目次

- 1 開会 P 2
- 2 意見交換 P 2
- 3 知事総括 P 28
- 4 閉会 P 30

進行役 山田千代子氏（特定非営利活動法人 長野県NPOセンター代表理事）

1 開 会

【広報県民課長 藤森茂晴】

皆様、お待たせいたしました。本日は日曜日にもかかわらず、大勢の方にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから県政タウンミーティングを開催いたします。意見交換までの進行を務めます、私、長野県広報県民課長の藤森茂晴と申します。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日のタウンミーティングは、「子どもを性被害から守るためには」をテーマにしております。県が昨年11月に決定しました「子どもを性被害から守るための県の取組み」の進捗状況や「条例のモデル」等について説明をしながら、県民の皆様と率直な意見交換をしたいと思っております。限られた時間ではございますが、この問題についてともに考え、理解を深める機会にしたいと思っております。

それでは、これからおおむね11時30分までの予定で意見交換に入っております。本日の意見交換の内容は、お名前などの個人情報を除き、後日、県のホームページで公開させていただきますので、ご承知おきください。また、本日は取材で報道機関の方が多数おられます。大変恐縮ですが、参加者の皆様方の中で、取材の映像等について支障のある方、いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。それでは、報道機関の皆様、ご確認いただきましてご配慮のほうをお願いいたします。

本日の意見交換の進行役は山田千代子様をお願いしております。山田様の詳しいご紹介は、お手元の封筒の中にごございます次第に記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。山田様は、県内でのボランティアコーディネーターのさきがけとして活躍されてこられた方でございます。昭和50年代から長野市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターとして在職された後、平成5年から4期にわたり長野市議会議員として在職されました。この間、平成11年には、長野犯罪被害者支援センターの設立に関わり、事務局長に就任され、現在は同センターの理事長でおられます。平成19年には長野県NPOセンターの代表理事となられ、現在に至っております。

山田様、本日はご多忙にもかかわらず、お引き受けいただきまして大変ありがとうございます。それでは、この後の進行をよろしく願いいたします。

2 意見交換

【山田千代子氏】

皆様、おはようございます。ただいまご紹介いただきました山田でございます。今日はお天気がこういう天気にもかかわらず、大勢の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、私、こういう大役をお引き受けしたんですけれども、いつも私のくせで、そのときは高揚した気分でお引き受けするんですが、どうしてこんなことをお引き受けしたん

だろうとずっと半月ぐらい悩んでおりましたけれども、今日のテーマは大変重要でございますので、私も勇気を奮って皆さんと一緒に考えさせていただきたいと思います。ただいまご紹介いただきましたように、私は昭和56年より一貫して長野県のボランティアコーディネーターとして、その第1号でした。高度成長期、まだ高齢者人口の比率が7%ぐらいでボランティア活動はほとんど手話とか点訳とかの活動がほとんどでした。県民運動はのころ始まっていたと思いますけれども、ボランティア活動はもうみんなに言ってやるものではなくて忍者のごとく煙のごとくやりなさい、そういう時代でした。高齢化が進んでくる中で、何とか市民活動を活発化していかなければならないということでボランティアをつくる活動をやってまいりました。今、振り返りますとその間、ずっと荒地に種をまくように一粒ずつボランティア活動を植えてきたような気がいたします。そういう中で、私が続ける中でボランティア活動が神戸の震災で大変大きく変わりました。ボランティア活動を認めなさい、市民活動をこれから活発にしていかなければいけないということでNPO法ができて、現在に至って20年ほどになります。そのNPO第1号が、私が今、代表理事をしております長野県NPOセンターということになるわけですがけれども、20年経ちますとこのNPO活動も、今活発なようではけれども、大変岐路に立っている現状がございます。ということは、市民活動自体が非常に危機的状況にあるということ、非常に大きく変化する時代に入ってきたんだなということをスタッフ同士でよく話をするわけです。いろいろところでボランティアの養成をしたいと募集しても集まらない。地域の中でも人が困っていてもあまり関心も示さず無視をしている方、私が40年近い市民活動をしている中で、そんなことを最近感じるところでございます。

今日のテーマでございます「子どもを性被害から守るにはどうしたらいいか」ということにつきましても、私も40年近く市民活動をする中で、子どもたちを守れなかったのかということは、非常に残念に思いまして、資料を拝見しながら涙が出るくらい悲しく思いました。大人たちはこの40年近く何をしてきたのかということ、本当につらく思っております。今日はぜひ、次の時代を担う子どもたちがどうやったら元気にすこやかに育っていかれるかということで、皆さんのご意見を幅広くちょうだいしたいと思います。そういうことで、今日はせっかくここまでおいでいただきましたので、お一人ずつそれぞれ発言することができなかったということがないように、そんな会にさせていただければ大変うれしく思います。

それでは、今日は阿部知事にもご出席いただいておりますので、最初に阿部知事よりごあいさつをいただきたいと思います。お願いいたします。

【長野県知事 阿部守一】

皆さん、おはようございます。今日は日曜の朝から、この県政タウンミーティング、大勢の皆様方にご参加をいただきまして大変ありがとうございます。また、山田千代子さんにはファシリテーターの大役をお引き受けいただきましてありがとうございます。

今日は、子どもを性被害から守るための取り組みについて、テーマとして「子どもを性被害から守るためには」ということで、このタウンミーティングを開催をさせていただき

ました。山田さんからもお話ありましたように、まず一つは子どもの性被害、子どもたちを守っていこう、あるいは子どもたちがすこやかに育つことができる社会をつくろうということは、これは全ての人の共通の願いだと思います。そういう中で、ほかの県はいわゆる青少年保護育成条例、健全育成条例をつくって非常に幅広い規制を行うことによって環境浄化をし、そうした中で青少年の健全育成という道をとってきたわけでありまして。私も長野県は県民運動、県民の皆さんの力で子どもたちを守っていこうということで長い間取り組みを進めてきました。私もそのこと自体は、付和雷同していろいろなことに罰則をつければいいということで済む話ではないだろうと思っています。ただ、昨今、インターネットの環境等も飛躍的に充実する中で、もちろんいい面もたくさんあるわけですが、しかしながら、例えば知らない人とすぐ出会えるような環境ができてしまった。あるいは、家庭や社会というものも今までの形とは大分変わってきている中で、本当に子どもたちをこの性被害から守る上では、未来に向けてどういうことが必要なのかということ、やはりしっかり考えるべき時代に来ているということで、これはもう2年以上前から専門委員会の皆さんに検討をしていただく中でいろいろご提言をいただいています。それから県民運動を進めてきた県民会議の皆様方からもご提案をいただいて、そして、今、県としては子どもを性被害から守るための取り組み、やれるものはどんどん進めていこうというスタンスで、もう既に着手をしています。例えば、子どもの性被害防止教育キャラバン隊を全ての県立高校に派遣していこうという取り組みであったり、あるいはインターネットの利用の問題。これは正直いって、私も多分、今の若者にはついていけない部分が正直ありますので、県民会議、教育機関、あるいはインターネット関係の事業者、あるいはNPOの皆さん、そうした皆さんでこの適正利用を考えていくための協議会も設置をしました。また、県民運動自体、これは県民運動にかかわっている皆様方が内発的にいろいろな検討をしていただいて、もっと青少年を見守っていく、支えるサポーターを増やそうという動きも出てきていますので、県もしっかり応援をしていこうと思っていますし、信州あいさつ運動ということで幾つかの学校で私も参加して実際に行わせていただいています。やっぱり子どもたちを地域で見守る体制、地域の人たちと子どもたちとがしっかりと連携できる体制、そうしたものをつくろうということも進めてきています。後からまた説明あると思いますが、残念ながら性被害を受けてしまった子どもたちの支援をするためのワンストップ支援センターの設置ということも既に検討を始めているところであります。こうした状況、県民運動というのは、やはり行政だけとか一部の人だけが知っているとかやっているということだけではいけないと思います。まず今日は、そういう意味では、ぜひ、子どもを性被害から守るために取り組みの現状について皆さんと共有をさせていただいて、多くの皆さんにこうした活動には協力をしていってほしいと思っています。

それからもう1点、この条例、先ほど冒頭申し上げたように、ほかの県はいわゆる青少年保護育成条例をつくって事細かにいろいろな罰則規定を設けて対応してきています。私は、いろいろな場所でずっと言っていますけれども、ほかの県と同じような青少年保護育成条例をつくる必要はないだろうと言っています。例えば有害文書の販売規制みたいな話をどこの県でも設けていますけれども、いまや有害文書はインターネットを開けば誰でも

すぐ見られてしまうという状況になっていますので、ほかの県では行われているけれども、やはりもう時代が既に先に行ってしまったかと思っています。ですから、単純にほかの県の条例をコピーするようなものは私は必要はないだろうと思っています。ただ、本当に子どもを性被害から守るという観点に立ったときに、どういうことが必要なのかということを実際に考えて、やはり条例制定も視野に入れて考えていかなければいけないと思っています。皆さん、条例というときに誤解があるので申し上げておきますけれども、例えば、今、登山安全条例というのを長野県が検討しています。実は最初、山小屋関係者の皆さんとちょっとボタンをかけ違えたのではないかと私が思っているのは、条例イコール全て規制というような感覚で受けとられる場合があります。それは法律の典型的なものが刑法だということと関係しているのかもしれませんが、法律というのは何か人を全て制限するとか罰則をつけるとかということだけが法律とか条例ではなくて、社会の仕組みやルールをつくっていきましょうということも法律や条例で行う大きな役割であります。そういう意味で、今回、条例のモデルというものが出ています。後でご説明させていただきますけれども、条例のモデルというのは、ちょっとわかりづらいのでご説明しますが、これはまだ条例案ではありません。その前の条例の素案でもありません。条例のモデルと言っているのは、今まで私ども長野県は条例を持たずにやってきました。ただ、条例をつくっていくということを視野に入れて考えたときに、一番問題になり得るところは罰則規定をどうするか、どこまで行為制限をかけるかという部分が一番重要というか、重要という用語弊がありますが、一番法的な整理が必要なところだと思っています。なぜかといえば、それはこの処罰の対象になった人に対しては、それは自由を制限したり、あるいは罰金を科したりということにつながるわけですから、そういう意味では、例えばこういうときには県がこうなさいねというような規定を置くことよりは、相当程度慎重な検討が必要とされる部分だと思っています。なおかつ、この性被害から守るための条例の中には、いわゆる淫行を罰するというのを多くの県で規定します。ただ、これは淫行ということ自体が構成要件が不明確ではないかと。要するに、どういうものが罰則の対象になるかが必ずしも明らかではなく、法文の解釈、今は最高裁判例の解釈で埋められてきているのが実情でありますけれども、それは刑罰法規としてはいかなるものかというようなことは、法律の専門家の中からは意見があるわけでありまして、そうした点については、私も大学で法律を勉強したわけでありまして、実は私も率直に言って確かにそういう論点はあるよねと思っています。そういう意味で、法律の専門家の皆さんに集まっていただいて、構成要件の明確性を含めて法的な論点のところを中心に整理していただいたのが今回の条例モデルということでもあります。これはまだ条例素案でもなければ条例案でもないわけで、私としては、この条例のモデル、法的な論点はかなり整理いただけたかと思っています。私は、県民運動を進めていく上でも条例をつくる上でも県民の皆様方の理解が大変重要だと思っています。なぜならば、私ども長野県は県民運動を中心に行ってきたというこれまでの取り組みの積み重ねがあるわけでありまして、冒頭申し上げたように、私はこれからも県民の皆様方のお一人お一人の協力と取り組みが重要だと思っています。そういう意味で、この条例をつくるに当たっても、やはり県民の皆様方の理解が必要だと思っています。も

とより、全ての皆さんが100%賛成という状況になるというのはなかなか難しいところがありますけれども、しかしながら、多くの皆様方のご賛同、ご協力を得られるような形に持っていくということを抜きに、本当に信頼されて、そしてこの条例どおりにやっという機運は生まれてこないだろうと思っています。今日はこの条例のモデルについてもご説明をして、意見交換をさせていただきたいと思っています。

私が冒頭、あまり長い間話すと時間がなくなってしまうのでこれぐらいにいたしますけれども、いずれにしても今日お集まりいただいた皆さん、この日曜の朝からこうやって集まっていただけということは、やっぱり子どもたちに対して非常に愛情を持って接していただいている皆様方ばかりだと思います。いろいろな細かいルールづくりのところでは意見の違いはあると思いますが、大きな思いは共有だと思っています。山田さんにファシリテーターしていただいて、子どもたちにとってどうするのが本当にいいのかという前向きで建設的なタウンミーティングになりますことをまずは心からお願い申し上げて、私の思いと趣旨説明とさせていただきたいと思っています。

今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【山田千代子氏】

どうも、知事ありがとうございます。

それでは本日の進め方でございますが、この後、県から今までの経過についてご説明をいただきまして、その後、皆さんと意見交換をする予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは今までの経過、このモデルをつくるまでにどのような経過をたどってきたのかということ、次世代サポート課長の青木さんより説明をお願いいたします。

【次世代サポート課長 青木隆】

皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました県の次世代サポート課長の青木隆と申します。それでは皆さんに配付させていただいております資料に基づきまして、これまでの県の取り組みと、それからモデルについてご説明申し上げます。

まず、資料1をご覧くださいと思います。今、知事のあいさつの中にもございましたが、条例のモデル作成の経緯等について記載してございます。(1)としまして、本県の青少年健全育成の取組は県民運動によって取り組んでまいりまして、有害図書類の自動販売機の撤去などに大きな成果を上げてきたところでございます。ただし、インターネット等の情報通信機器等の飛躍的な発展、普及等が相まって、子どもたちの性被害は急速に増加しているという状況でございます。3段落目にまいりまして、昨年3月の「子どもを性被害等から守る専門委員会」の報告、これはお手元の資料2の1ページにその概要が記載してございますが、昨年3月に報告いただいております。この専門委員会の検討というのは、一昨年の5月から始まったところでございます。資料1に戻っていただきまして、昨年8月の県青少年育成県民会議の報告、資料2の2ページに概要を載せてございます。この報告を踏まえまして、県では昨年11月に「子どもを性被害から守るための県の取組み」

をまとめたところでございます。これについては資料2の3ページに概要が記載してございます。この県の取組みに基づきまして、性被害を未然に防止するための教育、被害を受けてしまった子どもを救済するための被害者支援、そして県民運動の再活性化への支援につきましましては、早急に実施する取組として現在、順次取り組んでいるところでございます。その概要につきましましては、また後ほどご説明申し上げます。資料1(2)でございますが、子どもを性被害から守るための条例のモデルの作成理由ということで、子どもを性被害から守る限定的な条例の制定につきましましては、先ほどの専門委員会からは「現状の対策の延長では子どもを性被害から守りきれない」、また県民会議からは「新たな県民運動と条例との両輪が必要」と、条例の必要性の提言をいただきました。しかしながら、条例を制定すると県民運動が衰退するとの懸念や、下にございます、①、②の理由から議論が抽象的、観念的となり、意見が必ずしもかみ合っておりませんでした。①としまして、条例のイメージが他都道府県のような包括的、網羅的な青少年保護育成条例を想起させていたこと、また②として、いわゆる淫行処罰規定につきましましては罪刑法定主義の観点で疑義が示されていたということがございます。裏面にまいりまして、条例制定の是非について議論をする材料とするため、法律の専門家に条例のモデルというものを作成していただきました。

2として今後の進め方でございます。県民の皆様の幅広い声を聞くということで、本日のタウンミーティングもその一環でございますが、モデルの説明をして県民の皆様のご意見を聞いてまいります。そして寄せられた意見や議論をもとにして、最終的に県としての条例制定の是非を判断してまいりたいと思っております。

資料2につきましまして、先ほど申しました1から3ページは、それぞれの報告や県の取組みの概要を記載してございます。4ページをご覧いただきたいと思っております。子どもを性被害から守るための主な取組の進捗状況でございます。上から概要を申し上げますが、まず性被害防止に向けた性に関する指導充実事業という事業名を書いております。これは、情報の専門家等から成る「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」というものを今年度、全県立高校に派遣するというので、10月13日現在、72校に既に実施しております。一つ飛ばしまして、青少年インターネット適正利用推進協議会設置事業ということで、この10月に県民会議、教育機関、事業者、NPO等々でこの協議会を設置いたしまして、今後、実効性の高い取り組みを計画しているところでございます。また一つ飛ばしまして、子ども支援センターの設置ということで、この4月、県で子どもの様々な悩みに対応する相談窓口を設置しました。相談と意見767件ということで、これについてはもちろん、性に関する相談以外のものもありますけれども、子どもからの相談が4分の3、75%を占めているという状況でございます。その下は教育委員会で設置しました学校生活相談支援センター。これは、いじめなど学校生活における相談窓口というもので、この4月に開設したところでございます。また一つ飛ばしまして、県民運動の再活性化への取組みでは、知事のごあいさつにもございましたが、今、青少年サポーターというものを市町村を通じて募集しているところでございます。市町村区域内でボランティアとして、青少年健全育成推進の核となる人材の方を現在募集しているところでございます。その下、「信州あいさつ運動」の全県的な展開ということで、昨年4月スタートしましたこのあいさつ運動を、さら

に強力に進めているところでございます。県民運動の再活性化の支援ということで、青少年県民会議の組織体制の強化、また子どもの性被害防止に係る新規事業ということで、今年度は昨年度と比較して、県から県民会議の助成額もほぼ倍増しているところでございます。一番下でございますが、被害者支援ということで、28年度の開設を目標に現在検討を進めておりますが、性被害のためのワンストップ支援センターというものも設置することで、順次検討を進めているところでございます。

資料3をご覧くださいと思います。イメージ図ということで、いわゆる他県の青少年保護育成条例と今日これからご説明申し上げます県でお示ししています条例のモデルとの比較でございます。この黄色の部分がいわゆる他県の条例で規定しているものでございます。左にございますように、他県のいわゆる青少年保護育成条例の目的というのは、青少年の有害環境の排除、これを目標に青少年保護育成条例は制定されているわけでございます。規制項目例にございますように、上から有害文書図画等の販売制限（罰則あり）と記載してございます。その下のほうにまいりまして、インターネット上の有害情報に係る規制、ここまで幅広い規制項目がございます。その下に、性行為・わいせつな行為の禁止、それから深夜外出の制限。これについても他県ではもちろん記載してございます。本県の条例のモデルでございますが、左下にございますように、子どもの性被害の防止、これを目的にモデルというものを作成していただきました。条例のモデルでは、規制項目では威迫等による性行為等の禁止、これについては一部罰則がございます。また一番下にありますように、深夜外出の制限、これについても一部罰則がありますけれども、規制項目は非常に限定的なものになっております。逆に右下にございますように、予防のための教育ですとか被害者支援、これについてもモデルでは規定してございます。これについては、他県では特に青少年保護育成条例では規定はしていないわけでございますけれども、子どもの性被害を防止するために、県としてはこういう予防、被害者支援についても取り組むべきだということで、モデル上規定させていただいているところでございます。

資料4についてはこれを表という形で、条例のモデルと他県の青少年保護育成条例とを比較したものでございます。これについては説明を省略させていただきます。

資料5でございます。子どもを性被害から守るための条例のモデル報告書、目次にございますように、1ページから4ページまでが条例のモデル本体ということになります。5ページ以降はモデルの検討会の中で使用しました資料の中で、代表的なものをご参考までにつけさせていただいております。資料の1ページ目の目的・基本的考え方でございます。目的としまして、子どもを性被害から守るため子どもの性被害の予防及び性被害を受けた子どもの支援のための取組の基本となる事項並びに必要な規制を定めることによりまして、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳の保持及び健全やかな成長の支援を目的と記載してございます。2として基本的考え方。これは、子どもはかけがえのない存在と、子どもを性被害から守る取組と、大きく2つに分けてございます。子どもはかけがえのない存在の3つ目でございますが、子どもは性被害から自己を守るための正しい知識、性やインターネット等に関する知識に基づいて自立的に行動し、嫌なことは嫌と言えるような子どもになってほしいと、そういう存在であるべきということ

をうたっております。それから子どもを性被害から守る取組としまして、一番初めに、子どもが自己を大切に思う心を育まなければならないということで、昨今の子どもは自己肯定感が低いと言われておりますけれども、この自己肯定感を高めていかなければならないというようなことをうたっているところでございます。Ⅱ 具体的項目としまして、1、性被害の予防に関する施策。県は、子どもを性被害から守るための人権教育並びに情報モラルに関する子どもに対する教育及び保護者に対する啓発活動を充実する、ということをやっているところでございます。2 ページにまいりまして、県は、子ども、保護者等が子どもの性に関する相談をすることができる体制、先ほども相談支援センター等を設置していると説明しましたが、そういうものをますます充実する必要があるということをやっております。2、性被害を受けた子どもに関する施策ということで、先ほど説明しましたワンストップ支援センター等、性被害を受けた子どもが支援を受ける体制等を整備していく必要があるということをやっております。3、啓発活動でございますが、子どもの性被害を防止することの重要性、相談体制、救済制度等について、県として必要な広報その他啓発活動を行う必要があるということをやっております。4、規制項目でございますが、(1) 留意すべき事項として、まず、大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもと性行為に及ぶことなどは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないということで、まず大人の責任の明記をしております。その下、条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意する、また子どもの最善の利益を尊重しなければならないということで、公権力の乱用防止規定を設ける必要があるということをやっているところでございます。3 ページにまいりまして、(2) 威迫等による性行為等の禁止ということで、何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならないということで、これについては罰則2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科することが適当とモデルでは示しております。この罰則規定でございますけれども、他県、いわゆる青少年保護育成条例で淫行処罰規定を設けているところが多いわけでございますけれども、罰則の程度につきましては、37都道府県がこれと同じ2年以下の懲役100万円以下の罰金というものを科しているところでございます。それからその下2つ。子どもに対しわいせつな行為を行わせてはならない。また子どもに対し性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えるはならないということ、これはいけない行為として規定はしておりますけれども、罰則はなしということにモデル上はさせていただいております。その下、深夜外出の制限でございますが、保護者は、正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを外出させないよう努めなければならないということで、保護者の努力義務を科しているところでございます。罰則はなしでございます。その下、何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。これについては30万円以下の罰金を科するというもので、モデルでは罰則をつけるのが相当と示しているところでございます。その下2つですが、これは事業者又は県民に対して子どもを深夜に帰宅を促すよう努めなければならないという努力義務を科している規定になっているところでございます。4 ページでございますが、

(4) 罰則の適用ということで、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができないと。子どもという定義がその下にございますが、このモデル上、子どもとは18歳未満の者を指しております。その子どもの年齢を知らないことを理由として処罰するのを免れることはできないとうたっております。また、規制項目に違反した者が子どもであるときは、当該子どもについては、罰則を適用しないということで、このモデルは子どもを性被害から守ることを目的とし、行為者が子どもであるときは免責。行為者が子どもであるときは教育等で対応する必要があるということで免責とするという規定になっております。Ⅲの定義については、先ほど申し上げました。子どもとは18歳未満ということで、児童青少年の保護を目的としました児童福祉法、児童買春禁止法等、国の法律ですとか、他県の青少年保護育成条例で全てこの対象というものを18歳未満に規定しているところがございますので、本モデルでもあえて他の年齢とする積極的理由がないということで、子どもについては定義として18歳未満の者にしております。また、性被害については、ここに記載のアからカまでのものが性被害ということで規定しているところがございます。それから駆け足で申しわけございませんが、5ページにまいりまして、性的行為の禁止の中で、他県では淫行処罰規定というのを設けております。5ページの下段のほうに、3、構成要件の明確化と記載してございます。長野県では、この「淫行」や「淫らな性行為」という表現は使わないということで、他県では参考1のように、全国の青少年保護育成条例の規定例(40道府県)がこのような規定になっております。「何人も青少年に対し、淫行(淫らな性行為)又はわいせつな行為をしてはならない」このような規定を設けております。ただ、淫行といっても、一般の方はどのような行為を言うのかよくわからないということもございます。これについては、最高裁が判例で解釈をしております。6ページをお開きください。中ほどにまた四角で囲って参考2ということで、最高裁判決昭和60年に示されております。「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきものではなく、第一類型として、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為、これが一つの解釈でございます。もう一つ、第二類型として、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうということで、先ほど申し上げました40道府県では淫行若しくは淫らな性行為というのを処罰規定にしているわけでございますが、その解釈はこの第一類型、第二類型の2つになるということになります。ただ、長野県の場合は、その四角の上でございますが、(2)最高裁判例をさらに限定した規定ということで、今、申し上げました最高裁判例の第一類型中、誘惑は通常の恋愛でもあり得ることから採用しない。また、威迫、欺罔・欺き、困惑は必要な明確性、どういう行為が処罰規定になるかという明確性を備えているということで、これについては取り入れております。その下2つですが、「・・・等」とか「その心身の未成熟」については拡大解釈されるおそれがあるということで、本モデルでは採用しておりません。逆に、その下、大きな○ですが「困惑に乗じて」は対象を広くする効果がございませぬけれども、どういう行為が処罰規定になるかという構成要件の明確性の面で問題はないということで、それを取り入れております。その下ですが、最高裁判例の第二類型、

単に自己の性的欲望云々は主観的であり、通常、性行為は性的欲望の満足が伴うということで、これについてはモデルでは採用していないということで、先ほど3ページの上段にございましたように、モデル上は、何人も子どもに対し威迫し、欺き若しくは困惑させ又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為を行ってはならないという規定になっているところがございます。それから10ページから、平成25・26年中における17事例説明資料ということで、これは県警に相談等がありましたが現行法では摘発できず、他県並みの淫行処罰条例等があれば検挙できると思われる事例を17事例、県警のほうから提供していただいたものをお示ししているところがございます。中をごらんいただきますと、ほとんどネット等を介して知り合った男女がそういう性行為等に及んだようなものがございます。これもご参考までに皆さんのお手元に示しているところがございます。

大変駆け足でご説明申し上げましたが、資料についてのご説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【山田千代子氏】

ただいま課長より説明がございました。今の説明に対しまして何かご質問がございますでしょうか。これから意見交換をするに当たりまして、ご理解いただいた上で交換をしたいと思しますので、何かこの点、わからないということがございましたら。

どうぞ。皆さんおわかりになるように、お立ちいただければ。

【参加者・男性A】

これ確かにすばらしいと思うんです。同じようなくらいの、社会的なものも全部含めて、携帯とかも全部含めて、ほかの国はどうなっているのでしょうか。参考までにお聞きしたいんですが。用意していなければ、この質問はこれで終わりにします。

【次世代サポート課長 青木隆】

申し訳ございません。他国までの事例の資料は用意してございません。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。それでは質問がないようですので、意見交換に進めさせていただきます。どうもありがとうございました。ご苦労様でした。

それでは、意見交換に入らせていただきます。先ほどの知事のお話や課長の説明にもございましたように、長野県は長い間、県民運動という市民活動が活発に行われました。条例をつくらない、非常に活発な活動が行われてきている全国でも珍しい県でございました。あのときは大変県民運動が盛んで、私自身も自販機の撤去のときにもかかわらせていただきまして、その勢いで拡大をとめたという記憶もございます。また、私は雑誌の審査もさせていただきますましたが、その審査員のある書店の方が、皆さんでこんな本を読んで良い悪いなんて言っていられる時代じゃないんですよ、今もうインターネットでどんな情報でも入るから、こんなことをしているよりネット関係をやったほうが良い、何とかしなければ

いけない、そういう発言もありました。えらい時代になったなど、これがもう20年くらい前です。私自身も個人的には県民運動にかかわらせていただきました。県民運動は先ほどもご説明にありました。県民運動を強めていけば条例も必要ないんじゃないかという意見もあると伺っておりますけれども、皆さん、県民運動についてまずはどんな感じをお持ちでしょうか。今日は県民運動をされてきた方が圧倒的に多いと思いますけれども、県民運動について。どうぞ。

【参加者・男性B】

私の市では青少年育成委員会、県では補導委員会協議会というんですけれども、ちょうど10年前にここに所属しまして初めて青少年の健全育成に携わって、なぜ長野県に条例がないのかというのを非常に不思議に思いました。長野県は要するスリーパワーでいいんだという話だったんですけれども、実は先ほど先生おっしゃったように、自販機の問題、これも県民運動で確かに撤去できたという話もあるんですけれども、実際にはその地元、非常に苦勞されて私財まで出してやった方もいると聞いています。私自身もちょうど県の会長をやっているときに、塩尻の善知鳥峠のあの自販機のすごさを見て、塩尻の人たちは本当に苦勞してやって、やはり県民運動の下には非常に苦勞されている方が多いと。きれいごとで県民運動という話が出ますけれども、実際には非常に苦勞されている方が多いと思います。

それで、もう一つだけ言わせてください。やはり私自身、その健全育成に携わってみて街頭パトロールしまして、小さい子どもたちを連れて深夜11時ごろカラオケにいる、食堂にいる、そういう人たちに対して何も注意ができない。その店主の方も言いたいんだけど言うと逆切れされるということで、私はやはり条例が必要だということで、私自身は本来なら包括的条例が必要だというように思っています。それで私自身も全国の条例、どこに違いがあるかどうか全部調べ上げました。私、県モデルまで実際につくりました。そんな中で今回、性被害ということで、もう時代も変わってきていますので、その辺のところをとりあえず第一歩ということですのでべきだということで、県民運動というのは非常に難しいなというように思っています。以上です。

【参加者・女性A】

私も青少年の保護活動をやっています。今出ました有害図書なんですけれども、私の地域はいまだにあります。有害図書を撤去するために幾ら働きかけていても、法律、条例がないためにいまだに有害図書の撤去ができません。いくら私たちが頑張っても、ちゃんとした条例なりがないために活動ができないということも、皆さんにわかっていたきたいと思います。

【山田千代子氏】

ありがとうございます。今、条例についての意見が多いんですが、それはそれで結構でございます。今、夜中にいますよね、レストランなんかに行くと、本当に11時ぐらいに

子どもさんを連れて入ってくるとか。私のずうずうしさでも、注意したくても怖くて注意できないということがあるんですが。そういうことも含めて、県民運動に携わったことがある、ちょっとそういうことをしてみたという方、いらっしゃいますでしょうか。

【参加者・男性C】

私は昭和55年から4年ほど仕事で県民運動に携わったことがあります。スリーパワーって先ほど出ました。あれは地域・学校・警察、この三者で力をあわせてやればいいじゃないかということで、何かいいのがないかなと行ってやってスリーパワーになったんですよ。あの当時は条例をつくってもだめだ、県民運動で子どもを守ろうじゃないかということでやったものです。僕たちも夜権堂とかへ行って、だめだよ、帰れよ、というようなことは言いました。だけど、もうあれからもう何十年も経っていますので、県民運動というのは遅いとか遅れているかな、もう時代に合わなくなっているかな、というような気もします。本当にみんなで県民運動やりました。その当時はよかったかもしれない。ただ、いいこともあり悪いこともあるかもしれません。条例の話は別にして、県民運動はこれからも必要だと思う。以上です。

【山田千代子氏】

ありがとうございます。県民運動は必要だというお話ですけれども、では県民運動って何でしょうか。今、お手を挙げてくださいますとお願いしましたら、お一人の方だけが手を挙げていただいたんですが、私の今日の予想、どういう方にご出席いただけるかな、ほとんど県民運動をやられてきた方かなと思っていたんですが、逆になっております。この間も県民運動ってインタビューしましたら、どなたもご存じなかったんですが、あれには本当に私もショックを受けたんです。皆さん、もし県民運動をやれるとしたら、どんなことができるというふうにお考えでしょうか。昭和45年から県民会議ができて、それから青少年健全育成推進委員という方たちが配置されて県内に2,700人もおいでになり、その方たちが自販機とか夜の徘徊する子どもたちを指導するとか、そういうことをいっぱいやってまいりました。15年前に知事がかわれたときに、その推進運動の予算を全部削ったんです。私もそのときの劇的な変化を非常に覚えているんですけれども、そうしましたら推進委員がいなくなったとたんに、もう一気にその青少年の性被害も含めまして、増えてきたように私は感じました。そういうお金、県民会議に対して助成金が出ていた。推進委員の皆さんに対する評価も県がきっちり見ていたということが非常に重要であったということは身をもって体験したんですが、以後15年間、どんどん県民運動は下り坂となって、今日も皆さんにお尋ねすると、県民運動をやられた方もあまりおいでならないし、県民運動ということがどういうことなのかということもよく理解されていないなど。たった15年でそういう状況になってしまったと私は思います。県民会議での検討結果は、県民運動をより活発にして、それで条例と一緒に。先ほどの三者、地域、学校、警察が一緒になってそういうことを進めていこうという、そういう報告が出てきているわけです。そうしたらこれから県民運動を活発にしていくにはどうしたらいいのか。

【参加者・男性D】

県民運動を活発にしていっても無理というか、インターネットの時代だから、もうスマホを通してやってくるもので、そこの中にまでは県民運動とか地域の人とかはかかわれない。もう、子どもはもうスマホを通してもう全部見ているわけです。その中にはやっっていくことはできないので、親すらもそこには躊躇してしまうというか入り込めないというところで、そういった意味では、スマホという時代になっている限りは、県民運動といったものは力はないと思います。ただし、学校、登下校中の高校生、そのあたりを見て注意するということではないけれども、見守ることはできると思います。スマホの中、パソコンの中までは県民、親とかで県民運動でやるというのは難しいと、それだけです。自動販売機と書いていますけれども、車での移動社会である長野県は交通量が多い。トラックドライバーとかそういった者を対象にした自動販売機に触れるような中学生、高校生のような青少年は比較的少ないのではないかと。そこに監視カメラでもつけて見ない限りわからないんですが、トラックドライバーとか他県からのそういったような者に対してまで、そこまででもやるような必要というのではないかと思います。

【参加者・男性E】

県民運動という表現が非常に幅広くて、多分なかなか。それでこういう会場でもって発言しろと言われてもしにくいと思うんです。私の思いとして一つ申し上げますのは、県民運動と言わなくても、実際、各地域で安心の家というのがありますよね。学校のPTAとか、それから教育委員会、いろいろ連携した形で、万が一、危ないことがあったらその安心の家に行くようにと。それはかなり全県で取り組まれていると思うんですよね。だから運動という形で表現しなくても、実際問題としてその地域が自主的に子どもたちを守ろうという雰囲気は十分あると思うんです。ですから、県民運動と青少年健全育成条例というのを対比的に比べるのではなくて、やっぱり今、現実には、全県で安心の家ということで子どもを守ろうという体制ができているというのはすごい大きな存在ではないかなと思います。

【山田千代子氏】

ありがとうございます。長寿会等でも子どもの通学のときなどにしているのも一つの運動だと思いますが、女性の方でいかがでしょう。

【参加者・女性B】

県民運動って、正直、本当にゲームセンターとかを見守ってくださっていたりとか、その撤去してくれる、有害図書撤去してくださっているようなことだけではないだろうかと。ないといいますか、今の方がおっしゃったように、地域の中での見守りというところの強化ということがさらに大切、やっぱり緊密にしていこうということが大切なのかなと思います。ですので、それをさらに推進していくことは、やっぱり地域に力をつけていくと

いいですか、地域の中で子どもを守っていくということではないかなと思っております。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。昨日テレビを見ていましたら、東京の深川でインタビューを受けた商店のおかみさんが、うちの町ではどこの子どもがあそこの商店の子どもだということや、おかげでわかるよ。だから万引きなんかすればすぐわかるよということでした。おかげで持っていったり持っていかなかったりする、そういうことを言っていました。今、地域というお話が出ました。昔はそういうことが行われたということですが、皆さんの地域でそういうことがやれている地域はございますか。

【参加者・男性F】

松本市の梓川、僕の地区は160世帯、そこに60人ぐらい子どもさんがいます。公民館活動とか子ども会活動とか、そういうところへ僕たちが出て行って、それで子どもと会話をして子どもを覚えるのです。一番の原点は、その地域の子どもさんを知ることからだと思う。そうでないと、子どもさんだって警戒して、それは町で行き会って「こんにちは」なんて言わないですよ。ですから、知ることから子どもの育成が始まるのではないかなと思う。それと条例と一緒にあわせていけば、日本の宝、うまくいくと思います。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。ずっと長い間、運動をされてこられたんですが、今までにプラスアルファ、今までやってこられて、これからもっとこういうことを活動していけば、もっともつこの子どもたちにいい影響を与えると、そんなお考えございますでしょうか。ずっと長い間、おやりになっっている。

【参加者・男性G】

田舎では結局、地域の子どもたち、どこの子どもはどこの子どもだとみんなわかっているんですね。だから、その辺で今、インターネットは確かにあるんですけども、それと同時に、我々は地域の子どもをよく知っている。そうすると、あのおじちゃんや言うから、あのおじいさんがいるからということで、そういうことで地域が成り立っている。その地域の成り立ちを我々はなくしてしまっているのではないかなと。まちづくりとよく言いますが、そのまちづくりの一番のものは地域が成り立つこと。これを我々は大人として子どもたちに向かってやっていかなければいけない。どこの子どもがどこの親の子だと、私もよくわかります。親を見ていると、あそこのあれだよ、お父さんの顔をしているよなど。これが地域だと思うんです。我々は信州に住んでいながらこの地域をなくしてしまっている。都会というのがそのいい例だと思いますけれども。先ほどの東京都の深川の話ですけども、そのおじさんたちおばさんたちがそう言っている、同じことだと思います。だから、その地域をつくった上にやっぱり条例というのか規制を、ここからは規制しなければいけないというのはやっぱり必要だと思います。基礎はやっぱり地域がで

きるということです。長い間、地域の活動をしてまいりましたけれども、やはり地域のために、今、知事が言いましたけれども、あいさつ運動がいい例だと思います。「こんにちは」と言えば、みんなが「こんにちは」と言うようになる。この地域をつくっていかない限り、我々は地域ができないからまちづくりもできないと、こんな具合に思っています。

【山田千代子氏】

ありがとうございます。より一層ご指導いただいて、また頑張っってやっていただきたいと。こちらの女性、いかがでしょうか。県民会議じゃなくて、これから市民活動、県民運動をしていくには、どんな運動ということをしていけばいいのか。ご意見がありましたら。

【参加者・女性C】

子どもももう大きくなりまして、そういうところからしばらく離れてしまっていたんですけれども。今、そちらの方がスリーパワーとおっしゃいました。地域と警察、ボランティア団体とかおっしゃったんですけれども、スリーパワーとおっしゃいまして、今の時代、いろいろあるんです。安心の家もありますし、見守り隊、いろいろな形でボランティアの方はたくさんいらっしゃると思うんですけれども、地域が子どものために一生懸命思っている、皆同じ方向を向いているのかなと思いましたが、昔はご近所のおばさんに「おはよう」「おかえり」って言われたら、必ず子どもたちというのはあいさつを返してくれたと思うんですが。性犯罪というのは昔は都会だけのことだと思っていたんですけれども、現在はこういう田舎でもいろいろ起きていますので、知らない人を見たら話してはいけないとか言葉をかけたら逃げるとか。それは極端な言い方なんですけれども、やっぱり学校というのはそういう方法でしか子どもたちを守っていけないのかなと。私は、昔の子育てに比べると、同じ方向を向いていないのが、今すごく寂しいところだなと思う部分があります。今日、誘われて4人で寄せていただいたんです。私は地域の大事さもわかるんですけれども、同じ方向を見て子どもたちを見ていくということも、これもすごく大事なことなのではないかなと今思っています。

【参加者・女性D】

長い間、育成会にもかかわらせていただきまして、自販機の撤去もやりました。地域の、本当の地元の方が何回も行ってお話すると撤去になりましたけれども、そうでないのは実際、まだ撤去にならなくて。そういう点から考えると、もう10何年も前ですけれども、法令があればとつくづく思いました。今の県民会議の話ですけれども、私、毎朝子どもと学校へ行きます。行く道中で結構、散歩していらっしゃる方とか犬の散歩をしていらっしゃる方が大勢いますので、その人たちに、わざわざじゃなくていいから、ついでにお願いということで、私の家から学校へ行くまでの間に何十人という方にパトロールもお願いしています。そうすると、子どもも腕章をつけて帽子をかぶっているお父さんとかおじいちゃん、おばあちゃんたちには本当に安心して声をかけてくれます。わざわざこういう役員を

選ぶというのではなくて、本当にそこら辺にいる人から、地域からボランティアを選んでいったら、子どもたちも安心していただけるのではないかと。それと並行して、やはり法令のほうも必要だとは思いますが。以上です。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。県民運動につきましてはこのくらいにさせていただきました、今日は条例のモデルについてということで、これが主なテーマでもございますので、全般、どんな意見でも結構ですので、今日おいでの方にご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

【参加者・女性E】

今、いろいろと聞かせていただいて、県民運動等にかかわっていらっしゃる皆さん、本当に頑張っていてくださったんだなと思います。そういうことを通じて子どもが信頼できる大人、そういう存在があるのだと感じ、感謝の気持ちです。ただ、性被害に遭った子どもからすると県民運動だけでは生ぬるかったかな、手遅れの部分もあったのではないかと思います。また、地域や学校や警察というスリーパワーがあったにしても、そこが踏み込めずにいたところもあったと思います。私も学校の教員ではありますが、何がいけなくて何がよいのか、何がつらくて何をつらいと言っているのか、それがわからずにいる子どもたちもたくさんいるように思います。先ほど一番最初に発言した方が、ほかの国での条例等はどのようなふうになっていますかとおっしゃられましたが、そこも大変参考にすべき点もあるのではないかと思います。いけないことはいけない、それを明確にすることによって、幼い子どもも、それからつらい思いをしている子どもも、そのつらさを訴えていいのだというふうに自覚できるのではないかなと思います。今まで議論されている性被害、家庭外における性被害が扱われているように感じますが、私は、家庭内における性被害、性虐待にも目を向けるべきだと思います。家庭内の性虐待に遭った子どもたちは、幼い時期にそれを受けているために言葉にできないつらさをずっと抱えています。いけなかったということもわからず、そういうものだと思っている子ども、そういうことが家庭内で行われるのが普通なんじゃないかと思って誤解している子どもも、大変多くいるように思われます。そういう意味で、本当にいけないことは何なのか、自分の人権を守るとはどこまで守ってよいのか、それをきちんと明確にする、それがもしかすると条例なのかもしれませんし、条例以外の何かかもしれません。そここのところをもう少し踏み込んで議論していただきたいなと思います。被害に遭った側からつらさをもとに条例はつくっていただきたい。何らかの守るものをつくっていただきたいと思っております。以上です。

【参加者・男性H】

長野県内の児童福祉施設等で組織しております長野県児童福祉施設連盟の者ですが、私からは児童福祉の観点から意見を述べさせていただきたいと思っております。今、ご意見のあったとおり、直接的でも間接的でも、児童福祉施設にも性被害を受けた子どもたちが

入所してまいります。性被害を受けた子どもの心身の成長に与える影響は大変深刻な状況があるわけです。今日ご論議いただいている青少年健全育成に関して、条例に頼らず県民総ぐるみの取り組みで、ある一定の成果は上げてきたものと私も思っております。しかし、私はあえて悪用と言いたいと思うんですが、これも意見でありましたとおり、インターネットの悪用の増加、そして大人の性モラルの低下、これは大変叫ばれているところだと思います。既に、県民運動ではここら辺を防いでいくのはかなり厳しい状況にあるのかなと考えております。そして、一番は子どもたちのネットのやりとりまで我々大人が干渉するというのがやはりできないというのが一番大きな要因かなと思っております。条例により加害者への抑止になればということで、子ども福祉施設では、条例制定に向けてぜひお願いをしたいという立場でございます。具体的には、これまでの県民運動を後押しするような条例制定であってほしいなと思います。条例が全てではないと、県民総ぐるみの運動があつてこそ、その後押しが条例であるということをお願いを申し上げたいところであります。そういったことで、児童福祉施設でつらい思いをしながら暮らしている子ども、性被害に遭った子どもたちがいることを、ぜひともご理解をいただく中で、適切な条例制定に向けて取り組んでいただきたいなと考えておるところです。以上です。

【参加者・男性Ⅰ】

長野県弁護士会の者です。阿部知事は性教育の授業を受けたことはあるでしょうか。私は長野県弁護士会のメンバーの一人として、性教育は大事だと考えてきまして、10年くらいの中に3回のシンポジウムを主催しました。話を聞きました。世の中の多くの人たちは、男性と女性からどのようにして子どもが生まれるのかを知るのが性教育だと思いがちですが、そうではありません。性の営みから子どもが生まれるプロセスを科学的に解き明かす中で、命の大切さとともに性の大切さを学びます。自分の命がとても大切なものであり、だからまた他人の命も同じようにとても大切なのだ、だから大切にしないといけないということを教わります。そして、性が大切なのは心に直結したものだからということも教えてもらいます。さらに男性と女性の間の適切な距離はどのくらいなのかとか、社会をつくる二つの性がパートナーとして同等でありお互いに尊重し合える関係になることが大切なんだよ、男性は女性を尊重し、女性は男性を尊重し合える社会が大事なんですよというようなことを教えてもらいます。性教育は全ての人にとって大切な存在だということを納得できる形で教えてくれる、とても重要な教育だと思っています。それを学べば何が性教育かということが、おのずとわかります。

現在、性被害を防ぐという名目で淫行処罰の条例がつけられようとしています。しかし、子どもさんたち一人一人が性が大切だということを知らなければ、子どもは性被害を受けたと理解することができません。性被害をなくすのであれば、まず子どもが性被害とは何かを知り、自分で考える力をつけさせてあげなくてははいけません。子どもが自分で性被害を知り性被害に遭わないように正しく行動し、性被害を受けるような危険な場面には行かないようにできる力を子どもにつけてあげることが大前提として必要です。子どもは正しい性を知りません。それどころか、インターネットには商業主義的で劣悪な性情報が氾濫

しています。インターネットは子どもの目にも触れますので、そのような劣悪な情報を受け入れてしまい、生徒は、遊び程度のものではないのか、こんなような知識を身につけてしまいがちです。そうすると、悪い大人の誘いに抵抗することなく、間違っていると認識することなく乗って行ってしまうと思います。子どもが性を知り、自分で考え、性被害を知り、性被害を受けないように主体的に行動する力をつけてあげさせることこそが重要です。そのために子どもに性教育をすることが絶対に必要です。

このたびの「子どもを性被害から守るための条例のモデル報告書」を読みました。2ページに性被害の予防に関する施策の項目があります。読んでいただきたいんですが、そこには、「県は子どもを性被害から守るための人権教育、並びに情報モラルに関する子どもに対する教育及び保護者に対する啓発活動を充実するものとする」とありますが、性教育の文字が消えました。これまで淫行処罰条例を推進しようとしていた長野県当局は性教育もやると言ってきました。しかし、このたびのモデル報告書からは性教育の文字が消えたことから、長野県当局は性教育をやる意思がないのではないかと、そういうことが明らかになったと思います。その証拠に淫行条例をつくれという議論は長野県当局で大いに盛り上がっていますが、性教育の議論はほとんど行われていません。私は、性教育についてはやる気がないのだと思いました。これまで性教育をやるとおっしゃっていたんですけれども、本気だったのでしょうか。淫行処罰条例ができますと、県内の悪い大人の人が、年間で10人から20人ぐらい検挙されるのではないかと思います。しかし、子どもたちは相変わらず正しい性を知らず、インターネット情報から知識を得ておりますので、多分、子どもたちの実態は今と変わらないでしょう。処罰を重くしても飲酒運転が依然として後を絶たず、殺人事件なども減らないことに見られますように、刑罰は社会をよくするための決め手にはなりにくいものです。刑罰に頼る社会には限界があります。もう一つ、重大なことが問題があります。報告書4ページで、子ども同士で淫行行為をしたときには罰則を適用しないことになっています。免責となっています。そうしますと、18歳未満の者、行為者同士の淫行は不可罰ですので、警察はそれ以上、捜査をいたしません。子ども同士の淫行については、淫行処罰条例は無効ということになります。しかし、正しい性を知らない子ども同士がインターネットから得た情報や興味本位のお遊び感覚でセックスをして妊娠をしてしまうようなことがこの地域でもかなりあると聞いていますし、私の弁護士という仕事上でも、そのような事案に遭遇いたします。このようなケースは学校や家庭にさまざまな波紋を及ぼしまして大変に深刻な状況となりますが、モデル報告書は子ども同士の淫行の問題について、一体どうするのがよいと考えているのでしょうか。私は子ども同士でも間違いが起きないようにするために、やはり性教育をやることが重要だと阿部知事や、ここにお集まりの皆様方にお訴えをしたいと思います。

長野県警察本部が出した17事例があります。いずれの事例も子ども自身が性被害だと認識していたのかどうか、文章が短いのでわかりません。子どもは性被害だと思っていなのに、親が性被害だといって問題となっているケースが多いのではないかと思います。子どもが性教育を受けて正しい性を知り、またCAP（注：Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の略）教育もあわせて受けていれば、子どもは性被害だとわかり、

そのような危険なところへは行かないと判断できたのではないかと思います。私は、大切なことは、子どもが自分で性を考え、自分で性被害を判断し、性被害を回避する力をつけてあげることだと思います。もしもそのようなことを一生懸命やってもだめだというときには、初めて淫行処罰条例の制定の話が出てくるのが物事の順番ではないでしょうか。

私は子ども自身が性を知り、自分を守る力をまずつける。このことこそが重要であるという考え方から、このたびのモデル報告書及び淫行処罰条例の制定には反対の意見を述べたいと思います。

【山田千代子氏】

今日はいいか悪いかではなくて、今日は大勢の方のご意見をちょうだいしたい機会でございます。どうぞ。

【参加者・男性J】

私は青少年のボランティアと保護司をやっております。先日、ある新聞記事を見ました。その中で、課題について、長野らしさというようなものが失われる、あるいは条例に頼らず青少年を守り健全な育成を目指す県民運動を継承したいということでもございました。当然、県民運動は大事でありますし、私もメンバーになっておりますが、そういうコメントだけで、私たちの最前線といいますか実態を知っているかということ非常に疑問に思います。特に、こういうきれいごとで子どもたちの犯罪が守れるかということ非常に危惧しております。特に、スマートフォンの普及など今、非常に緊急課題が多いわけでもございます。待ったなしの条例、必要不可欠だと思います。後悔のない、先を見据えた対策をしていただきたいと思います。以上です。

【参加者・男性K】

私、民生児童委員とか青少年の関係ということでやっております。先ほど県民会議のいろいろな話の中で、吉村午良知事の時代、育成委員の手帳をもらって活動してきたことがございます。今日の資料の2のところ、今年度、青少年サポーターということで設置されるということで事務局からお話がありました。前にももらったときには、さて自分は何をやってきたのかなと、そんなことをつくづく感じていましたけれども、今回、名前が違いますけれども、また同じ名目、同じようなサポーター制度ができれば、ぜひまたそんなところへも参加していきたいなどは思っております。今日は、子どもを性被害から守る条例のモデルということでのタウンミーティングで、いろいろまとめてみました。長野県でも青少年の健全育成に関する条例、これは平成11年3月に年少者に対しテレフォンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例というのが、関係団体の陳情の中で制定されました。それ以後、青少年に関する団体だとか、あるいは町村議会議長会とか、県議会の請願とか陳情が度々されてきておりますけれども、県の場合は条例によらない、スリーパワーによる推進ということでもずっと来ております。悪いことをする大人たちが絶えない中ですので、青少年や小中学生を巻き込んだ犯罪が本当に後を絶たないのが現状だ

と思います。平成22年6月、私、長野県の青少年補導委員会で、協議会より長野県議会に条例の制定を求めるといふことで請願書を提出しました。総務企画警察委員会とか本会議も傍聴しましたが、県議会の中では、青少年に有害なテレビ番組やインターネットなど条例では対応が難しい、さらに時間をかけて検討すべきといふことで継続審査という扱いになりました。そのとき委員会の審議、聞きに行ったんです。ここ2、3日ぐらいの新聞の中に県立の武道館の話が載っておりますが、武道館を建てれば青少年の健全育成が図られるといふような、そんなようなことをおっしゃっていた議員さんもおりました。スリーパワーの中で、県民の理解といいますが、先ほど昭和45年といふことですので、長野県青少年育成県民会議の存在を知る人はほんのわずかな人しかいないと思います。また、どのような取り組みをしているのかといふのも、県民には正直いって伝わっていないのが現状だと思います。全国の健全育成をまとめていた青少年育成国民会議、これは平成21年に財政難といふような中で解散してしまいました。長野県の場合には県の県民会議がございますので、ぜひやはり活発な活動をこれから展開していく必要があると思っています。

今回の条例のモデルが検討される中で、17件の事例が報告されておりますけれども、表面に出たこの17件の裏にはさらにいろいろなものがあるかと思ひます。少女と遊ぶなら長野県といふようなことを言われている中ですので、悪いことから、大人から子どもたちを守るには、何らかの形での条例の制定が必要かなと思ひております。条例にはサイドブレーキ的な役割といふことから、前向きな議論と検討をお願いしたいと思ひます。以上です。

【参加者・女性F】

私は青少年のいろいろなさまざまな相談活動をしている者ですけれども、2点のことについてお話をさせていただきます。一つは、子どもが性暴力を受けたときの対応なんです。性暴力を受けた、それをどう扱われてきたかといふところがすごく大事だと思ひます。その一つ一つを検討しながら、それを積み重ねていくことがうんと大事だと思ひますけれども、それがどのようにされてきていたのかといふこと。私はいろいろな相談の中で、例えば、女性は男性を誘惑するような服装には気をつけなさいといふようなことをいまだ言われるんですけれども、これって本当にいいんですかと思ひます。ジェンダーの問題も絡んでくると思ひますけれども、そういう問題を論じている間は性被害は守れないような気がします。そういう意味で、一つ、性暴力についてきちんと積み重ねていく、そういうことをまずしてほしいなと思ひます。

それからもう一つ。自分の性は自分で守れる力、これがすごく大事だと思ひます。その守れる力をつけるためには、性教育なしではもうできないと思ひます。例えば、妊娠の危険について学んできているのかどうか、あるいはコンドームがきちんとつけられるのか、あるいは相手に避妊のことをきちんと要求できるのか、あるいは言われたときにノーとか嫌だといふた、そこで望まないセックスを決してしてはいけないんだといふふうに行うことができるのか。そういう中で、相手との性を尊重できる、そういう態度がしっかり身につけていなければならない、どんなに条例があっても、そこはもう絵に描いたもちになってしまうよう

な気がします。それで今日、教育委員会の方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、残念ながら、長野県の性教育の場合には性交あるいは性器を教えるということは、地域あるいは教職員あるいはPTAとか、そういうところの合意がないとできない。合意をすることはすごく大事だと思うんですけども、合意という時点でやっぱり引いてしまっているんですよね。なので、そのところを周りがぜひ支援していってもらえるような、そういう地域、PTA、教職員集団であってほしいなと思っています。まだいろいろお話ししたいことはあるんですけども、以上にしておきます。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。先ほどから皆さん、もっと深くこの議論をしてほしいというお話もごさいますが、今日は11時半には阿部知事がこの席を退席しなければならないという、次の会議が入っておりますので、大変深く掘り下げることができないということで、ここでお詫びをしておきたいと思います。今日はできるだけたくさんの方の意見をちょうだいし、それをまた持ち帰って、モデル条例についてまた話し合いをしていきたいということでございますので、その点、ご理解をいただきたいと思います。先ほど手を挙げて、ちょっとまだ発言されていない方を優先させていただきます。

【参加者・男性L】

塩尻市からまいりました。今、話題になりました自販機のことについては、私自身も近くに十数台置かれた地域があつて、さっき出ましたけれども善知鳥峠にあつて、撤去運動もしました。が、塩尻市が提出した撤去のための条例制定には反対しました。結果として条例は議会の過半数の賛成を得て制定されて、今現在、自販機は撤去されて置かれていません。確かにそれは景観としては、非常に悪いものでした。鉄格子がはまった自販機がずらずら並んでいる。当たり前とそのパッケージや何かが周りに散乱するというようなことで、景観としては効果がありました。おそらく撤去運動にかかわった人たちの過半は非常に情動的な満足を得られたんだと思うんですが、本来の目的であった子どもたちを劣悪な性情報から守ることができたのかといたら、それは多分、全く効果がなかった。子どもたちはそんなところへわざわざ峠を越えてまで自転車こいで行って、お金を払って肝心の部分は全部隠されているような情報は買いません。今、本当に多くの方がおっしゃられたように、ネットで全くの無修正な劣悪な情報は氾濫して、簡単にアクセスすることができますから。ここはお聞きして答えをいただく場所ではないと思うので、また自分でも学んでみたいと思いますけれども、お考えいただきたいのは、罰則と抑止の関係は本当にあるのかと。法律の関係者の皆さんもいらっしゃるのです。確かに飲酒運転の罰則の厳罰化で飲酒運転は減りましたが、そのかわり引き逃げとか、あるいは、この間もありましたけれども、やった後、飲み直してごまかすというような事例も増えているので、実際には減っているのかどうかよくわからないし、では他県で条例を制定したことで子どもの性被害は本当に減ってきているのかということとか、わからないことが多いです。長野県を除く全ての都道府県にある。ではなぜ国の法律にならないんだろうか、そこにどんな議論が

あるのか、そこをちょっと私ももっと勉強してみたいと思います。先ほど県民運動の話出ましたけれども、私もそういう組織立った県民運動にはかかわっておりませんが、本当に子どもたちが性被害を受けるようなことは決してないように、できるだけ地域の一人として頑張ってきたつもりでもありますし、これからも頑張っていきたいと思いますけれども、やはり、先ほど弁護士の方がおっしゃいましたけれども、性教育をきちんとする。あるいは、お金、経済のこと、そういう価値観、これをきちんと教えていくという倫理とか道徳の問題。私は知事のように法律の勉強した立場ではなくて、倫理学を勉強したほうの人間なものですから、そういうところをきちんともっと子どもたちに。今、国がやろうとしているような道徳教育ではだめですけども、一人一人が本当に自分のことを大切に、相手のことを大切に思うという倫理道徳をきちんと教えていくという、そういう意味での県民運動が必要なんだと思っています。よろしくお願いします。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。質問、ご意見、何かよろしいですか。今、お答えいただけますか。ちょっと整理をしていただきたいと思います。

【長野県知事 阿部守一】

いろいろ建設的なお話、あるいは現場の実態のお話等、ありがとうございます。全ての皆さんのお話にコメントできないですけども、やや誤解と思われるような点等も含めて、少し。

有害図書の話が、今いろいろ出ていますけれども、ここはちょっと様々ご意見があろうかと思えますけれども、冒頭申し上げたように、私は長野県、やはりこれからも県民運動を大事にしていきたいと思っています。今の条例のモデルの中は、県としての基本的な方向性を踏まえて検討をしてもらっているところがあるわけでありまして、要するに、私は、率直に言って47番目の県になるつもりはないと。別に、だからどうだという話でありますけれども。私は、子どもたちが本当にどうあるべきか、子どもたちを守るためには何が本当に必要なのかということをやっぱり突き詰めて、しかも罰則規定については、一定程度抑制的に考えていこうというのが基本的な考え方でありまして、そういう意味では今回の条例のモデルの中でも、何人かのお話の中で自販機もあったほうがいいんじゃないかというご意見もありますが、今の条例のモデル上はそこは入っていない。規制の対象には入っていないというのが現状であります。今は条例のモデルでありまして、さっきも言ったようにまだ条例案とか条例素案という段階ではないので、皆さんからいろいろいただいているご意見は、この条例のモデルをベースにしながらも、仮に条例をつくっていくことであれば、またその中に取り入れていかなければいけないだろうと思います。

もう一つは、性教育の話がありました。性教育は全く否定するものではありません。以前もこの会場で、子どもを性被害から守る話をしたときにも性教育の話が出たので、その後、中京テレビが非常に積極的な性教育をやられているところの番組をつくったので、私もビデオを拝見して、この性教育の話がなぜ何となくイデオロギー論争になってしまっ

ているのかなというのは非常に私としては残念な思いをしています。この話は、性被害の話があると性教育が大事だから条例は要らないというご意見がときどき出るんですけども、そこが実は私はちょっと理解できていないところでありまして、別に相対する話では全くないと思っています。今の条例のモデルとして、専門家の皆さんに取りまとめいただいたものの中にも、その予防というところの教育は書いてあります。これ、性教育と明示されていないからそこが重要だ、とおっしゃる。性教育を専門にされている方はそういう思いであるというのは受け止めますけれども、例えばその性教育だけの話ではなくて、インターネット教育の話とか自分を大切にすると人権教育とか、教育の話は先ほどもいろいろな話があります。そういうものを全体として対応していかなければいけないだろうと思っています。条例に書けばやるし書かなければやらないというものとは全く違うということ。書いていないから何か私の姿勢が明確になったというようなことで先ほどもどなたかおっしゃいましたけれども。条例のモデルでありますので、県民の皆さんの意見はフラットな形でお聞きをしていきたいと思っておりますので、あまりそう最初から対立の構図にされてしまうと、私としては非常に残念な思いがしてなりません。ですから、教育が重要だ、性教育が必要だという皆さんのおっしゃっていること、全く否定しているということではないというのは、まずはぜひご理解いただきたいと思っておりますし、先ほどのほかの県の条例との違いのところを書いていきますけれども、今回の条例のモデルというのは性被害に特化したものとして出されています。したがって、いわゆる環境浄化の話がほとんどの県ではメインでありますけれども、今回の条例のモデルはいわゆる性行為の禁止の話と、それから深夜外出の禁止、それに加えて、事前の予防としての教育あるいは相談の話、さらには先ほどもどなたかおっしゃっていらっしやいましたけれども、その被害を受けた人たちへの支援をしっかりとやろうと。そこは検討状況、また説明させますけれども、そういうところまで踏み込んでやっていこうということで考えています。これは条例の中に位置づけることができれば、教育だとか予防だとか被害者支援、安定的に、例えば知事がかわったら変わってしまうようなものにはならなくなるだろうと思っております。ただ、これは別に条例をつくらうがつくるまいが、私がやろうと思って議会の皆さんが予算をつけていただければやれる話ですから、基本的にはやっていく方向で、今、私は考えています。

条例も幾つか論点があるかと思っておりますけれども、罰則が抑止と関係あるのかということころは、私は自分の内心を考えたときに、もちろん倫理面で規制をかけるということころもありますけれども、例えば、やっぱり法令でこれを守りなさい、あるいはこれは罰則の対象ですというときに、やはり普通の倫理とは違う意味での自己抑制が、私は、自分自身は働くと考えています。今回の条例は罰則のところだけが議論になりがちでありますけれども、実はこの2年以上前から議論されてきて出てきている大きな特色の一つは、大人の責任ということが今回の条例のモデルにも引き継がれています。先ほどもどなたかおっしゃっていただきましたけれども、ほかの県では罰則がかかっていることが長野県では罰則がかかっていないというのが非常に広範囲に存在しています。凶書がどうかという話ではなくて、直接被害者がいる対人的な行為、例えば具体的に性行為をすることについて、今の条例のモデルの案でいけば、欺かれて性行為することになったというようなことについては、

他県では罰則の対象に今はなっています。長野県では罰則の対象になっていません。先ほどのどなたかのお話にもありましたけれども、被害を受けた子どもは、自分が悪いのか相手が悪いのか、ここについて非常に悩まれているというお子さんがいるということも、私は伺います。その抑止効果であったり再犯の防止であったり、刑罰の効果というのはいろいろな効果があり得ると思いますけれども、今回罰則をつけているものにつけていないもの、後で見ただけであればありますけれども、罰則つきでなくても、やはりこういう行為はいけないことだと、これはあなたが悪いのではなくて相手が悪いんだと、大人の責任なんだということを、今回の条例のモデルはかなり明確に書かれています。そういう意味では、欺いて性行為したときには今回罰則ありという形になっています。そのほかにも罰則がないいろいろな行為がありますけれども、何がいいことで何が悪いことか、そういうこともやはり子どもたちにとっては必要なよりどころになり得る部分もあるのではないかと、この間いろいろ議論していろいろな方のお話を聞く中で、私は感じているところでもあります。こうした点についても、またいろいろご意見があろうかと思しますので、先ほどの被害を受けた方の話を補足させていただいて、お時間の許す範囲で、また皆様のご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【こども・若者担当部長 山本京子】

長野県県民文化部こども・若者担当部長の山本京子と申します。私は、性被害を受けたお子さんたちのワンストップ支援センターの取り組みにつきまして、そちらの検討会のほうもやらせてもらっていますので、その状況についてご説明させていただきたいと思ひます。先ほど次世代サポート課長からも話がありましたように、子どもの性被害から守るための取り組みについて、やれることは早急にやろうということで、県でも4月から取り組みを始めています。ワンストップ支援センターも早急に実施する取り組みということで、昨年度から検討会を設けまして協議をしているところでございます。相談機関の方、産婦人科、医療の先生方を核としながら、心理的支援や法的支援も含めて、必要な支援を総合的にコーディネートするという機関でございまして、多くの関係機関の皆様や団体との連携協力が不可欠だと思ひております。現在もワンストップ支援センターの準備会議におきまして、センターの体制、支援のあり方、提携病院の確保、人材の育成・確保など、開設に必要な事項について検討を進めているところでございます。先進地の視察などもしてまいりまして、今後はその相談体制ですとか提携する医療機関との調整をより詰めていくとともに、開設に必要な予算の要望とか人材の確保、養成のための研修の実施などを行う予定でございまして、そういった関係機関の皆さんとの協議を丁寧に進めまして、28年度中の開設を目途として取り組みを進めているところでございまして、ぜひご理解、ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。皆さんからの質問等まとめられてなくて申しわけございまして。あと10分ぐらいしかないんですが、ではどうぞ。

【参加者・男性M】

松本市長は定例記者会見で、拙速に答えを出さず、県民が問題を真摯に考え、県も丁寧に話をすることが大事だと言っています。全国で唯一条例がない長野県が県民運動で青少年健全育成を進めたことを重視すべきとの考えも示したと。県知事、よくお考えください。これだけです、意見は。

【山田千代子氏】

わかりました。どうもありがとうございます。時間がございますので、本当に失礼いたしました。

それでは、今日この会議を開いたのは、いいとか悪いとかではなくて、長野県の子どもたちを性被害から守るにはどうしたらいいのか、長野県に住んで安心して子どもを育てたい、そういう長野県にするにはどうしたらいいのかということで意見をちょうだいしたいところでございます。最後に、子どもを長野県で育てたいと思われる、そんなまとめになりますけれども、ご意見がございましたらお手を挙げて。ぜひ前向きなご意見をちょうだいしたいと思います。

【参加者・女性G】

子どもの健康な成長を願う市民団体を立ち上げて活動している者です。あわせて、性被害に遭われた方たちの支援もさせていただいています。この議論に入りましてから、最初にお話をしてくださった女性の方が、被害を受けた子どもの立場に立ってということでお話をしてくださいました。また他にも、いろいろ大変な子どもさんたちと実際に接しておられた方たちの言葉を代弁してくださってのお話だったかと思います。やはりこの条例も子どもの立場に立ったという視点で考えていってほしい、ぜひつくってほしいと思っています。モデルの中身についても、私としては罰則なしのところがこれでいいのかなというところが実はありました。子どもに性行為をすることはもちろんそうですが、子どもに性行為をさせること、見せることというところに罰則がないことも、被害を受けた子どもたちにとってみたら本当に救われないなという思いがあります。また、私は40代、50代、また最高齢の方は70代の方からもご相談を受けました。被害に遭った方たちはずっと苦しみ続けられていますし、一度の被害では済まないんです。被害は被害を生むということが起きています。自尊感情の話も出ましたけれども、自己肯定感が低くなっていくということは、自分に価値がないと思っていってしまう、そうすると、やはりそこにつけ入ってくる大人の人たちがいるんです。そこに寂しい気持ちがあると、そこに行ってしまう。いけないこと、だめなことと思っても自己肯定感が低いと、こんな私だからというところで、やはりそこに行ってしまうという子どもたちがいるということを知った上で、またぜひ条例をよりよいものに、子どもの立場に立ったものにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【参加者・女性H】

この条例が子ども側に立っているということ、とてもうれしく思います。そういう条例が本当にできるようであれば、私はありがたいと思っているんですけども。例えば深夜外出の制限のところでも、補導して家に帰りなさいという指導をするだけではなくて、なぜその子が家に帰りたくないのかとか、どうして出てきてしまっているのかというところまでやはり踏み込んでいただきたい、そういう子どもたちが実はたくさんいます。施設にもつながれなかったりとか、お家にも戻れない、そういう子を、ではどうするのかという、そういう居場所づくりが全国で幾つか始まっています。そういう居場所もぜひ考えていただきたい。そこまでやっていただいて初めて、子どもの立場に立った条例になるのではないかなと思っています。あと、大人への啓発活動がありますけれども、やはりここでも、先ほどどなたかがおっしゃいましたけれども、性被害に遭った子どもを責めてしまう社会、そういう格好をしていたからとか、こんな夜遅くに夜遅くに出歩いていたからということになったんだよ、自分からネットに行ったんでしょと、そういうところを子どもを責めてしまうと、結局加害者側に立っているんですね、大人、周りの社会が。そこを、そうじゃないんだよというふうにして、子どもを狙った大人はそうじゃない部分を子どもに対して求めている。おとなしいからとか、何も言わないだろう、だから襲ってしまう、レイプしてしまうという場合もあります。実際、そういうことを知ることによって子どもが声を挙げやすくなる、性被害に遭った人が声を挙げやすくなる。そういう社会をつくっていくことがとても大切かなと思っていますので、大人への啓発と性教育も必要かなと思っています。

【参加者・男性N】

前半で地域での見守りという話がありましたけれども、実は先日、この同じ会場で地域づくりについてのネットワークの勉強会がありました。地域で子どもを守ると簡単に言ってしまうとそれで終わりですけども、今日のこういうタウンミーティング、既にモデルという形で示されてしまうと、それがどんどん行ってしまうかという危惧があって、さっきいろいろな発言があったと思うんです。やっぱりこういう知事の県民の声を聞くという姿勢に関してはすごく賛同しますし、これから進めていけばいいと思うんですけども、ちょっと手法的に、若干異論があります。いろいろな人の意見を聞くという司会者の声はわかりますけれども、こういうところは言いにくいんです。かといって、グループに分かれたらなかなか集約しにくいという気持ちはわかります。いずれにしても、県民の声を聞くというプロセスはすごく大事だと思うので、その手法についてぜひ県の事務局のほうではもう少し研究していただいて、本当に思う声をその条例に生かすにはどうすればいいかということをご研究していただければと思います。

【参加者・男性O】

深夜外出の制限で、11時以降は外出させないように努めなければならないものとするということなんですが、これは11時までだったら外出をしてもいいよというメッセージが含まれています。小さな子どもたち、本当に11時まで入っているんですよ。だけど、本当に

そういうことでいいのかどうかということについてここで決めるのではなくて、まだまだ、私は議論を尽くしてもらいたいと思います。

【参加者・男性P】

今日は本当にいい機会を開いていただきまして、ありがとうございました。今日は知事がみんなの意見を聞くということで。この間も、ある新聞1週間にわたっていろいろ条例についてあったんですけども、最終的には県議会が決めることだと思うものですから、ぜひ県会の議員さんたちも各地区でこういう意見を聞いて議会へ出していただきたいと思いますので、また知事のほうから働きかけもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

【山田千代子氏】

どうもありがとうございました。本当はもう少し時間がありましたら、もっと皆さんのご意見をちょうだいしたいところでしたが、先ほど申し上げましたように、ただ意見を聞くだけでは言いにくいという、確かにそうですね。アンケートがございますので、ぜひそこにお書きいただいて、本音をお書きいただいてご提出いただければ大変ありがたいと思います。

それでは知事、まとめていただけますでしょうか。

3 知事総括

【長野県知事 阿部守一】

どうも今日は皆さんありがとうございました。まだまだ発言し切れなかった、あるいは先ほどもありましたけれども、ちょっとこういう場では話しづらいという方もいらっしゃるかと思います。アンケート用紙をお配りしています。無記名でかまいません。自由記載欄もございますので、ぜひ、ちょっと言い足りなかった、あるいはちょっとここではいえないけれどもやっぱりこういうことを言いたいということはずひそちらで率直にお出しただければというふうに思います。

それから、私はこの問題については非常に丁寧に進めなければいけないという思いで、2年半前から専門委員会の皆様方に検討を始めていただいて、その報告書が出て、さらに県民運動の皆様方からも提言が出て、県としての方向性、先ほども山本が少し申し上げましたけれども、すぐ取り組まなければいけない県民運動の活性化であったり、あるいは被害者救済の仕組みづくりについては、もう先にやろうということでスタートさせています。ただ、この条例については、長野県、今まで条例を持たずに青少年育成をやってきたということ、それから罰則等についてはやはり法制的にもしっかり詰めていかなければいけないということで、慎重に対応しようということで対応してきました。相当程度、慎重にやってきたと私は思っています。ただ、今日の会場の皆様のご意見にもありますように、今

も現実に性被害で悩んでいる子どもたちがいるということも、片方でしっかり忘れずにいなければいけないと思っています。まさに大人の責任というのは、加害者という形に位置づけられる人たちだけではなくて、私も含めた子どもたちを支える地域住民全員が自覚をしていかなければいけない問題ではないかなと改めて感じています。条例のモデル、今、最後にも深夜外出の時間の話もありましたけれども、県民運動をなしにするといっているわけではありませんので、法律あるいは条例で縛るべきものと、地域社会やご家庭、県民運動、そういうところで分担し合ってやっていかなければ。条例だけで全てが解決するというのは、私は全くそういう発想はとりません。法律、条例だけで全てが規制でき、それで社会がよくなるなんていうことがあれば、こんな簡単なことはありませんし、逆に、それは恐ろしい管理社会になってしまうと思っています。そういう意味で、この条例の条文だけを議論していただくのではなくて、それと同時に、みんなで何をするか、家庭で何をするのか、行政は何をすべきなのか、そうしたことを広く考えていかなければいけないのではないかと考えています。今日は非常にいろいろなご意見いただきました。最後のほう、罰則がないということについてもどう考えるのか。これも実は非常に重たい課題だと思います。条例のモデルをつくっていただいた皆様方は、いわゆる立法事実がない、要は警察が認知している範囲ではそうしたものが認められないから罰則なしという整理に一応はなっています。ただ、こうしたことも、先ほど来、17件の裏にはもっといろいろあるんじゃないかというお話もあります。またそうしたことも、私、しっかり意見交換させていただきながら、現実、どういう状況かということもさらにしっかり把握をして、そして県民の皆様方とも、これからランチタイムミーティングとかタウンミーティングもやっていきますし、いろいろな団体、健全育成、子どもの支援に取り組んでいただいている皆様方ともできる限り意見交換しようということで、担当課のほうではしっかりやってもらっています。そうした皆さんの意見を広く総合して最終的な意思決定をしていきたいと。最終的には県議会が意思決定されるわけでありまして。最後のご意見にもありました。今日も県議会からもご参加いただいている方もいらっしゃいますけれども、こうした状況も県議会の皆様方にお伝えして、また県議会の中でも十分ご議論いただく中で、長野県として本当に子どもたち本意の方向づけをしっかりと責任を持ってしていきたいと思います。

今日、ご参加いただきました皆様方に改めて心から感謝を申し上げ、そして今、申し上げたように、これからも県民運動、大事です。地域の力、大事です。条例の問題だけ取り上げて何か賛否の議論になってしまっていますけれども、一番重要なのは子どもたちをどう守るのか、子どもたちにどう育ててもらえれば本当にみんな幸せな社会になるのか、そこをやっぱり原点に置いてしっかり取り組んでいきたいと思いますので、ぜひこのことについては皆様方にも共有をしていただいて、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。

長いコメントになってしまいましたけれども、最後に、山田ファシリテーターにも改めて感謝を申し上げ、私からのお礼のあいさつといたしたいと思います。ありがとうございました。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。知事のほうからまとめていただきました。私も大変不慣れで進行に不手際がございましたこと、ここで改めてお詫びもうしあげます。皆さんのご協力を心より感謝申し上げます。

先ほども申し上げましたが、私は市民活動を長くやってきた者の一人として、利害を超えて、長野県に住んでいる子どもたちをいかにすこやかに育てていくかということが皆さんの最終の目標、目的だと思います。大人の責任ということで先ほども議論もございましたけれども、子どもたちは何も悪くないですよ。やっぱり私たちに責任があるということを私は常々感じております。地域での活動は最も基本でございます。家庭が基本でございます。ぜひこれを機会にまた皆さんの市民活動、また県民活動へもぜひご協力いただくことを私の立場からもお願い申し上げまして、今日のタウンミーティングを閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉 会

【広報県民課長 藤森茂晴】

山田様、皆様、どうもありがとうございました。

先ほどお話ありました、アンケート用紙でございますが、出口のところに回収ボックスがございますので、そちらのほうに提出していただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして県政タウンミーティングを終了いたします。長時間にわたりご協力ありがとうございました。気をつけてお帰りください。